

様式第3号（第8条関係）

競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年4月22日

福島県企画調整課長

工事（委託業務）番号	第 24-11055-0006 号
工事（委託業務）名	文化センター大ホール客席天井復旧・改修工事（機械）
質 問 事 項	
<p>① 工期設定について690日 M-03「工期末3ヶ月は空調試運転期間とし空調設備改修工事と調整を図る」と記載があります。空調改修工事の工期から逆算致しますと令和6年7月着工令和8年5月竣工となります。3～5月の試運転調整期間となりますがこの考えで宜しいでしょうか。</p> <p>② また上記期間は主任技術者、または監理技術書の専任はどのように考えれば宜しいのでしょうか。</p> <p>③ 試運転調整に係る費用（水、電気、油）は設計内訳に記載がありません。ご指示ください。</p> <p>④ 大ホール試運転調整費用分担の、空調改修工事と割合はどの程度見込まれているのでしょうか。ご指示ください。</p> <p>⑤ 風量測定口 M-13 に記載されておりますが、天井内である為天井点検口が必要となると思いますが設備図面には記載がありません。別途建築工事と考えて宜しいでしょうか。</p> <p>⑥ 消火配管、ダクトの振れ止め鋼材が内訳、図面上にもありません。ご指示ください。</p> <p>⑦ M-02 耐震安全性の分類が甲類1となっております。消火配管、ダクトが鋼材振れ止め支持となりますが、今回大ホールは鉄骨トラス構造と考えますが、既存鉄骨より溶接をして（構造体に熱を加えて施工）問題ないと考えて宜しいでしょうか。また鋼材溶接は建築工事として考えて宜しいでしょうか。</p> <p>⑧ 設計図より既存ダクト取外し、再取付のダクト清掃費用は特に見込まなくても宜しいでしょうか。</p> <p>⑨ 工程からみて（M-13.15）風量測定口は天井復旧後の測定、風量調整となるため天井点検口は建築工事として考えれば宜しいでしょうか。</p> <p>⑩ 同様にVD操作用の天井点検口も同じく建築工事として考えれば宜しいでしょうか。</p>	

回 答 事 項

- ① お見込みのとおりです。
- ② 空調試運転期間も専任としてください。
- ③ 共通仮設費率に含まれています。
- ④ 試運転費はそれぞれの工事で実施することを想定し、それぞれの共通仮設費率に含まれております。なお、共同での実施も可能です。
- ⑤ お見込みのとおりです。
- ⑥ 既存配管の振れ止めを再利用することを想定しています。必要に応じて協議の対象とします。
- ⑦ M-02 耐震安全性の分類は乙類2です。図面M-02を修正しておりますのでご覧ください。改めて振れ止めが必要となる場合には、「建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）」に示す支持方法を基本としてください。
- ⑧ お見込みのとおりです。
- ⑨ M-13については、お見込みのとおりです。M-15については、天井内からの作業を想定しています。
- ⑩ M-13については、お見込みのとおりです。M-15については、天井内からの作業を想定しています。